# 自動継続自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期）
## ＜自動継続型＞

１．（自動継続）

(1)　自動継続自由金利型定期預金（M型）（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

(2)　この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3)　継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

２．（利息）

(1)　この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下２．(1) および (2) において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（継続後の預金については上記１．(2) の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。
ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

①　預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の２年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型２年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

②　中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。

③　預入日の３年後の応当日から預入日の５年後の応当日までを満期日としたこの預金を複利型とした場合（以下「複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）」といいます。）の利息は、前記①にかかわらず、約定日数および約定利率によって６か月複利の方法で計算し、満期日に支払います。

(2)　この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

①　預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 自動継続自由金利型２年定期預金（M型）の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B 中間払利息を定期預金とする場合には、中間利払日にその自動継続自由金利型２年定期預金（M型）と満期日を同一にする自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」といいます。）とし、その利率は、中間利払日における当金庫所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元利金とともに合計して自動継続自由金利型２年定期預金（M型）に継続します。

③ 預入日の２年後の応当日の翌日から預入日の５年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また満期払利息および複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの証書（通帳）とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を定期預金共通規定第８条第１項により満期前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じ。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算（複利型の自動継続自由金利型定期預金（M型）については６か月複利の方法）し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の３年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A ６か月未満・・・・・解約日における普通預金の利率

B ６か月以上１年未満・・・・・約定利率×５０％

C １年以上３年未満・・・・・・約定利率×７０％

② 預入日の３年後の応当日から預入日の４年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A ６か月未満・・・・・解約日における普通預金の利率

B ６か月以上１年未満・・・・・約定利率×４０％

C １年以上１年６か月未満・・・約定利率×５０％

D １年６か月以上２年未満・・・約定利率×６０％

Ｅ　２年以上２年６か月未満・・・約定利率×７０％
Ｆ　２年６か月以上４年未満・・・約定利率×９０％
③　預入日の４年後の応当日から預入日の５年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合
Ａ　６か月未満・・・・・解約日における普通預金の利率
Ｂ　６か月以上１年未満・・・・・約定利率×４０％
Ｃ　１年以上１年６か月未満・・・約定利率×５０％
Ｄ　１年６か月以上２年未満・・・約定利率×６０％
Ｅ　２年以上２年６か月未満・・・約定利率×７０％
Ｆ　２年６か月以上３年未満・・・約定利率×８０％
Ｇ　３年以上５年未満・・・・・・約定利率×９０％
④預入日の５年後の応当日を満期日としたこの預金の場合
Ａ　６か月未満・・・・・解約日における普通預金の利率
Ｂ　６か月以上１年未満・・・・・約定利率×３０％
Ｃ　１年以上１年６か月未満・・・約定利率×４０％
Ｄ　１年６か月以上２年未満・・・約定利率×５０％
Ｅ　２年以上２年６か月未満・・・約定利率×６０％
Ｆ　２年６か月以上３年未満・・・約定利率×７０％
Ｇ　３年以上４年未満・・・・・・約定利率×８０％
Ｈ　４年以上５年未満・・・・・・約定利率×９０％

(5)　この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

**３．（中間利息定期預金）**

(1)　中間利息定期預金の利息については、上記２．の規定を準用します。

(2)　中間利息定期預金については、原則として預金証書を発行（通帳へ記載）しないこととし、次により取り扱います。

①　中間利息定期預金の内容については別途に通知します。
なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。

②　中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、証書の受取欄に届出の印章により記名押印して提出してください。通帳式の場合は当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

③　中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

(3)　中間利息定期預金の証書を発行した場合には、この預金の継続にあたり、上記２．の(2)の②のＢの規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

**４．（規定の変更）**

(1)　この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると

認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2)　前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他「定期預金共通規定」を参照ください。

以上

（令和２年４月現在）